

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	5号機	原子炉隔離時冷却系の定例試験において、当該系統のタービンが自動停止した。 このため、当該系統が動作可能な状態にないことから、保安規定で定める「運転上の制限」を満足していないと判断した。 尚、「運転上の制限」を満足しない場合に要求される措置として、高圧注水系及び自動減圧系が動作可能であることを確認し、プラントの運転継続に問題がないものと判断した。今後、原因について、詳細に調査する。	G I	9月2日公表済 (PDF172KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	タービン建屋天井クレーン用走行レールの充電表示灯（北側・南側）に不点灯（電球切れ）が認められたため、当該表示灯の電球を交換	対象外	
2	2号機	原子炉建屋換気空調系原子炉再循環系静止型周波数変換装置エリア局所空調機（4台）のドレン受け皿下流排水配管に閉止栓が取り付けられており、ドレン受け皿より水が溢れているため、対応検討	G III	
3	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）の点検において、排気伸縮継手部（1箇所）より排気ガスのリークが認められたため、当該伸縮継手を交換	G III	
4	3号機	原子炉建屋ストームドレンタンクのレベル高を示す警報が発生したにもかかわらず、当該ドレンサンプポンプが起動していなかったため、原因調査後、対応検討	G III	
5	3号機	第24保全サイクル用保全計画書の添付資料確認において、点検時期を記載するための備考欄に一部記載誤りが認められたため、誤記を訂正及び対応検討	G II	
6	4号機	タービン建屋換気空調系電動機駆動原子炉給水ポンプ室局所空調機（1台）の冷却水出口弁グランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
7	4号機	定期検査長期計画表の「所内ボイラ設備」に係る点検実績の確認において、「所内ボイラ給水ポンプ（A・B・C）」の平成17年度点検実績記録に誤記が認められたため、対応検討	G II	
8	5号機	中性子計測系局部出力領域モニタ（36-29A）及び平均出力領域モニタ装置に、指示値は正常値であったにもかかわらず、原子炉出力レベル高を示す警報が瞬時発生したため、原因調査及び対応検討	G III	
9	6号機	計装用空気系制御用窒素ガスドレンタンク（B）ドレントラップの点検において、弁座保持器内の部品に一部外れが認められたため、当該弁座保持器を交換	G III	
10	6号機	不活性ガス系原子炉格納容器隔離弁（3台）の弁間漏えい確認試験において、点検要否判定基準外れのシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
11	6号機	原子炉隔離時冷却系の系統流量調節器の点検において、デジタル表示器の数字表示に一部欠落が認められたため、当該デジタル表示器を点検・修理	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）潤滑油ポンプ（A）駆動用電動機の点検において、シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	G III	
13	6号機	事故後サンプリング系制御盤の点検において、盤内自動制御装置に動作不良が認められたため、当該自動制御装置を修理	G III	
14	6号機	原子炉補機冷却系熱交換器（B）出口海水サンプリング元弁の点検において、弁棒に腐食が認められたため、当該部を修理	G III	
15	6号機	主高圧タービン出口母管ドレンレベル検出用フロートの点検において、損傷が認められたため、当該フロートを交換	G III	
16	6号機	主復水器（B）伸縮継手シール部レベル検出用フロートの浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該フロートを交換	G III	
17	集中環境設備	共用サプレッションプール水サージタンク設備建屋換気空調系機器エリアの排風機（A）駆動用電動機の点検において、冷却ファンの羽根車に折損が認められたため、当該ファンを点検・修理	G III	
18	集中環境設備	高温焼却炉設備主燃焼室バーナー着火時に発生するノイズの影響によると推定される雑固体廃棄物減容処理建屋排気筒の放射能高を示す警報が発生したため、当該バーナーを点検・修理及び対応検討	G III	